

申告期限の延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって、決算が確定しないため、損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、又は連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書その提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条、同法第 144 条の 7 又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 81 条の 23 の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。

なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第 75 条の 2 第 1 項又は令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

- ① 確定申告書の延長……申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内
- ② 連結確定申告書の延長……申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内

(注) 1 通算法人が申告期限の延長の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限となります。

2 連結法人がこの申請書を提出する場合は、当該連結法人に係る連結親法人が提出してください。

なお、連結親法人がこの申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が当該連結親法人に係る連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

3 各欄は、次により記載します。

(1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。

また、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「通算親法人が提出する場合」を「連結親法人が提出する場合」と読み替えてレ印を付してください。

(2) 申請本文の

自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書

親法人がこの申請書を提出する場合は、

自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

 連結事業年度の連結所得に対する法人税の連結確定申告書

と読み替えて記載してください。

(3) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。

(4) 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実又は法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びにその指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「連結確定申告書の提出期限までに連結法人の決算が確定しない理由又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄と読み替えて、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。

(5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間（指定を受けた期日前に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間）について利子税を納付する必要があります。

<p>(注) この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。</p>

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。